

研究ノート

明治最初期の日蓮宗寺院の様相について

—日蓮宗明治五年と同十年の書上についての分析から—

(日蓮宗現代宗教研究所研究員)

坂 輪 宣 政

はじめに

近世江戸には多くの寺院が存在し、切絵図や『江戸名所図絵』などの地誌でも、江戸の風景に欠かせない存在として名刹や諸行事を中心に多くの寺の姿が描かれている。しかしながら、平凡な市中の末寺の実像は如何なるものであったのだろうか、というところ正確な記録がなく、なかなかわからないことが多い。本稿では、一つの手がかりとして、日蓮宗のみの部分であるが、明治初期、同五年と十年の二種類の書上を素材として検討し、江戸から明治に移行する時期の日蓮宗寺院の様子を探ってみた。

1 書上について

本稿で取り上げる明治五年の書上とは、明治五年六月に新政府が宗教政策のために新たに設置した教部省から各府県に通達されて、府県ごとにまとめられ提出された『明治五年寺院明細帳』のことであり、明治十年の書上とは同年

五月東京府からの命令によって作成され、同年十月に東京府から内務省社寺局に提出された『明治十年寺院明細簿』のことである。書上に記載された日蓮宗の寺院数は約四百軒、僧は寄留の者を含めて六歳から八十三歳までの約七百人になる。この二種類の書上は現在、東京都公文書館に所蔵されており、資料全体の解説と全宗派の概括的データ解析は同館の西光三氏によってなされている。（『東京都公文書館所蔵寺院沿革史料について』―江戸・東京寺院沿革史料索引作成にあたって―）以下西氏の論文に従い、その概要をみていくこととする。五年の書上はおよそ縦二六・六センチ、横一九・〇センチ、厚さ平均五センチ強の美濃版縦帳形式で表紙は後補でもとは八冊であったが、現在にはさらに分冊された形で保管されている。十年の書上は縦二五・二センチ、横一八・〇センチ、厚さ平均十センチ強の縦帳形式、本文は罫のある美濃紙であり、柱に寺院名の見出しがある。西氏は、五年の書上が教部省から示された雛形や項目に厳格にあてはめるように作成することが求められ、実際にそうなっていたことを明らかにしている。また、十年の書上も、同年一月に教部省が廃されて宗教行政を引き継いだ内務省社寺局から詳細な雛形が出され、それに従う形で作成されていることを示されている。また、同氏は全宗派の寺院数などの分析をされているが、これについては後にふれたい。

国家による寺社の把握としては、明治十二年に至って、国家の公簿である「寺院明細帳」にとりまとめられ、これが全国的で基礎的な記録として、昭和十四年の「宗教団体法」（法律第七十七号）の施行まで効力をもつようになる。本稿で扱う明治五年と同年の書上は、近代国家の中での寺院の位置が定まる時期に至る途中経過としての位置づけをなされるものであろう。当時の新政府が新しい行政組織を設置したのに伴って、宗教支配と政治経済的な支配を行う上での基礎となる資料をあつめ、仏教勢力を把握しようとしたのが、この書上提出命令の背景であったのであろう。

二種類の書上は、そのような当時の行政府による宗教把握の目的のために命令されて作成されたものではあるが、

当時の寺院や僧の実態をうかがわせてくれる貴重な史料である。本稿はこれらの書上について、数値面を主に若干の考察を試みたものである。

この明治初めの動乱期には日蓮宗内部でも様々な動きがあった。明治五年四月には官による大教院・教導職・管長制度の制定がなされ、日蓮宗も教導職の任命受諾など新しい統制に応ぜざるを得なかった。明治五年九月には「五山盟約」がなされ、さらに十一月には七大本寺の盟約へと更新された。管長職は一致派七大本山の年番交代制となるが、勝劣派はこれに反発し、結局、明治六年八月に官命での七大本寺の盟約撤回・従来の各本山同権の再確認へとつながった。明治八年には不受不施派の公認による復権があり、同九年二月には一致派と勝劣派五派の管長別置の体制となる。勝劣派内部でも分派が相次いでいる。

また、明治五年には日蓮諸派合同の教育機関として小教院（宗教院）が設立されている。

さらに、明治十一年の本山等差会議や同十七年の宗門大会などをへて、近代の宗門の体制が固まっていくのであるが、二種類の書上をみても、様相が大きく変化しつつあることが感じられる。

2 書上の内容

書上の項目は官から示された雛形に従ったものであり、項目は西氏や日塔氏も示しているが、あらためて列挙すると以下の通りである。

明治五年の書上 ○所在場所・山号・寺名 ○本山名 ○宗内の地位（本山・本寺・中本寺・末頭・触頭・塔頭など）○建立の経緯 ○叙位任官などの格式や旧幕府との関係など ○住職を始めとする寺内の僧の履歴（出身地・俗世間での出自・得度の日時と場所・修学の場所や年齢・以降の経歴・当寺への入寺の時期・年齢・代数など）○寺

内の僧の人数 ○境内の面積と土地の種類 ○檀家数 ○巻末に旧触頭寺院や戸長の保証文言 ○各冊の宛先は教部省

これに対し、明治十年の書上の項目では ○所在地・山号・寺名 ○区割りなどの新しい行政区分 ○本寺の所在地と名 ○開祖と建立の時期 ○寺の格式 ○檀家数 ○境内の坪数・墓地坪数・境外の土地の面積・田畑の面積と番号や種別 ○本堂などの建築物の建坪 ○門などの建造物 ○立木 ○本尊 ○その他の奉安している尊像 ○聖教や本尊・仏具等 ○什器・備品・日常雑器や消耗品 ○「右之通相違無御座候也」等という誓約文言と住職の署名捺印 ○檀家総代の連署 ○区内取締・本寺住職・東京府下日蓮宗教導取締長・大講義などの署名捺印 ○区長や戸長の署名捺印 ○境内の地図 ○各冊の宛先は東京府知事

明治五年時点の日蓮宗は一致派と勝劣派に二分されており、さらにその内部には旧来の本山の門流を軸とした構成が継続されていた。新政府からの命令に対し、府内の日蓮宗寺院は各門流ごとに書上をまとめたようで、書上は門流ごとに編集され、各巻の奥に本寺や中本寺の名がある。記載内容は提出する門流によって項目ごとの精粗があるものの、寺院の所在や面積、檀家数、居住僧など寺院把握の基礎となる重要なデータは確実に新政府にもたらされたことがわかる。

五年の書上の内容について最も注目されるのは、寺内の僧すべての履歴が記されていることである。当時の僧のいわばライフサイクルとでもいうべきものが見て取れる。ここでは、一人だけ例を挙げてみたい。品川海徳寺住職の神保日淳の書上げた履歴である。四歳で当寺で得度し、十一歳で師匠日慈転任に依り四谷戒行寺に隨身、十四歳から飯高へ春秋七ヶ年入る、二十一歳、金沢立像寺日輝に入門して六年学ぶ。二十六歳、戒行寺へ帰る。二十七歳春、久ヶ原安詳寺住職。冬戒行寺へ帰る。三十歳、山梨遠光寺塔頭本応院住職。三十五歳、当寺住職。三十八歳、権訓導とな

る。このような履歴である。表面的な略歴ではあるが、近世僧の実像に近づく材料となるものである。

さて、書上の作成過程であるが、府内では、書上の作成は各門流が取り調べた内容を、実際の取り纏め役である旧触頭数ヶ寺が「相違無く御座候」と末尾に署名捺印して提出する形式をとっている。たとえば、久遠寺派では表紙にあたる部分に「支配下寺院調帳 瑞輪寺・善立寺・宗延寺」とあり、ついで各寺院ごとの書上にうつり、末尾に「右の通取調奉差上候 壬申八月 甲州身延久遠寺末 元触頭谷中瑞輪寺 下谷善立寺 下谷宗延寺（各捺印有） 教部省御庁」とあつて、元触頭の三ヶ寺により府内久遠寺末寺院の分がまとめられて教部省へ提出されたことがわかる。同様に、旧触頭の作成奥書のある冊が法華経寺派・勝劣派・本国寺派にもある。本寺ごとに異筆であることからわかるように、門流が異ると作成過程は別であつたようである。但し、便宜のため一緒にまとめて提出したものもあるようである。勝劣派ではそのことを明記している。中には触頭が誤写したと思われる項目も確認される。

頂妙寺末で唯一の宗柏寺は、輪番など関係の深い法華経寺末に編入されている。輪番三ヶ寺の末寺は、いずれも法華経寺の門流に編入される形で記載されている。本禅寺末の二ヶ寺は、本成寺末とともに書上げられている。勝劣派として同一歩調をとっていたためであろう。

府内では門流ごとの編集であつたが、郊外では様子が異なり、門流ではなく行政組織主導での取り纏めがあつたようである。足立・葛飾・一之江・二之江では、戸長と副戸長のみが奥に連署して内容に相違なきを請け負うという形式になっており、触頭などは関与せず、門流の相違は無視されている。府内での各門流を通して取り纏めるといふ形式が、全国的にみれば異例であつたのであろうか。一つの例として、奈良県においては、この書上の作成が県の官員によつて行われ、費用が各寺院から一軒あたり二十五銭の割で県庁から徴収され、実際の作業にあつた官員にあられてゐたことが知られる。東京府管内での費用負担は後考を期したいが、いずれにせよ、明治五年の日蓮宗府内寺院の書上の作成の過程では、各門流の機構が主導的な役割を果たした様子が推察される。

これに対し、五年後の明治十年の書上では、芝区・小石川区などの行政区分に基づいた編集がなされており、戸長の署名も各寺毎に必ず入っている。用紙や形式からも、門流機構よりは役所と各寺院という構図がクローズアップされてきているような印象を受ける。もちろん個々の寺院が独断で提出をしたわけではなく、住職以外にも、本山住職や区内の取締などの校閲・署名捺印を経て提出しているのであるが、寺院が国家の制度に当てはめられてゆく雰囲気を感じられる。

この十年の書上は五年の書上と異なり、居住者の素性にはまったく注意がはられず、逆に建物、土地、什器など財産面に比重がかかっているようである。特に雑器については、あらゆる所有物を書き上げさせるかのような内容であり、湯飲みや布団のような品さえかなりの書上にいちいち記されている。現在の文化庁へ提出を求められる目録に似通ったところがある。この書上をみると、新しい行政制度を通じて政府の支配が貫徹していくようすがうかがわれる。

明治政府が特に重視していたのは、土地の所有に関する厳密化であり、寺院に関連する土地が誰の所有で、名受人は誰で貢租は誰が支払うのかといった問題に注意がはられているようである。五年の書上では土地の種別について、朱印地・年貢地・除地・見捨地という区分を立てて報告している。これが十年となると、境内地・墓地を含む境外地・境外田畑という区分となり、貢租の負担者が明確にされている。すでに明治四年には、新政府は寺領の没収を決定し、寺院の境内地については官有地に編入するという決定がなされ、同年五月には府県による寺域確定と境外地の税額調査があり、五年一月には寺院境内の建屋敷以外すべての土地の決定が出されている。明治九年には貢租をばらう民有地以外は官有地に土地するという決定がなされている。明治五年に決定され同六年に公布された地租改正に伴う変化もあり、この時期に各寺院の土地の確定がなされたとみてよいであろう。各寺院はこの変化に寺院ごとの事情に立脚して対応しなければならなかったのであろう。当時の寺地については、境内の土地でも上地された官有地以

外は境外の田畑同様に公租を納める義務があった。民有地となっている土地は貢租を支払わなければならなかった。明治政府は住職が寺地を個人で買得することも認可した。住職個人の資金で買得したと記される土地や、住職が開墾して、住職個人が貢租を納める土地の記載も書上にちらほらみられる。寺院の財産と寺僧の私財の区分が、国家の統制のもとにはかられるようになってきたわけである。境内外宅地を住職が買得して、地券状の義は同人名受にして貢租も同人より上納し、但し永代本寺へ寄附するために券状書換を願っている例もある。ほかにも、「一之江方面では明治二年より年貢地が設定された」、「境内の一部一三八坪が前七月に上地を仰せ付けられた」、「門前町屋百十六坪が上地された」など、寺院に明治政府の新政策が影響を及ぼし始めていることが具体的に判明する記載が時折みられる。また、十年の書上の一例では、ある寺院で借金百円のため地券状・庫裏が抵当に入ったまま住職が逃亡したという悲惨な記述もある。但しこれは後任の住職からの書上であり、名指しされた前任職は十年の書上をみると別の寺院の住職となっていて実情はわからない。これらの例は、当時の寺院が経済的な変動に翻弄される様子の一角を示すものであろう。

なお、五年の書上での面積と十年の書上とを照合すると、五年時点では田畑をも含めた総面積を面積として記した寺院が多いようであるが、境内のみの面積を記した寺院もかなりある。

さらに明治十年の書上をみていくと、境内外の土地の面積に続いて、本堂・諸堂・庫裏・門番所などの建物の記載が続く、立木の数や位置が記されている場合もある。立木については新政府が、特に神社境内の無許可伐採を警戒して寺社境内の森の状況について報告させていたことも関係があるのであろう。書上はさらに、尊像や什器の書上にうつる。塔中題目と両尊などの十四体を本尊として記す寺院が大部分であるが、ほかの尊像も一体一体書き上げ、さらに厨子・鐘・経箱・蠟燭立などの仏具や袈裟衣、毛氈や置物、宝物や箱火鉢・机・夜具・鍋釜・盆・菓缶・湯呑・椀・合羽・屏風などの日常雑器にいたるまでをも事細かに書上げている。門流や寺院個々によって精粗があるが、当

時の寺院の日常を彷彿とさせてくれるものである。また、同時に新政府の寺院の経済的な状況を把握せんとする意志の強さがこのような細かな書上になる原因の一つではなかったかと推測される。

以上のように、二種類の書上の背景や項目の特色について、ごく簡単に考察を加えた。以下は書上の数値を統計的にまとめ、概略を述べたい。なお、書上には全宗派の寺院があるが、以降取り上げる数字は特に断りの無い限り、日蓮宗のみのものである。

3 書上の寺院数と檀家数

明治五年の書上には三百九十四軒の寺院が記載されている。明治十年の書上で寺名がみられなくなるのは、管轄外のため含まれなくなったものをのぞくと二十二ヶ寺である。多くは塔中寺院であり、五年時点で有名無実になっていた寺院が多い。この点について西氏は、明治五年の書上をもとに全宗派の様相を分析されているが、興味深いことに、檀家のいない寺院が十八%もあり、その半数以上が無住でもあるのである。檀家はあるが無住の寺院も十二%あり、約三割が有檀有住ではないことを示されている。日蓮宗は寺院数では全宗派の約十五%であるが、九十二%が有檀有住であり、無檀は十四ヶ寺（三%）しかない。この中には火葬所の寺院や新居日薩の妙教庵なども含むのであるから、実際にはほとんどの寺院に檀家がいたこととなる。また、無住も十一軒と少ない。但し、兼務住職も二十二軒あり、中には大破したままで無住と書かれるなど有名無実の寺院も七軒ほどあることがわかる。しかしながら、江戸の庶民に基盤をおいた府内日蓮宗寺院はほかの宗派よりは明治維新による被害は少なくてすんだのであろう。また、極端に檀家の少ない寺院のなかには、寄進による田畑を広く所有している寺院もある。檀家がすくなくとも田畑があれば存立可能であったのであり、このような寺院形態も継続していたのであろう。

表1が明治五年と十年の書上をもとに、各門流ごとの基礎的なデータをまとめたものである。やはり久遠寺派が最も多く寺院数・檀家数ともに二割強を占める。一致派と勝劣派の比率は寺院数、檀家数など、どの項目でも約四対一くらいであることがわかる。末寺を一ヶ寺だけ有する本山も複数あるが、諸本山の末寺が一寺だけでもあるのは、近世の首府である江戸での活動拠点が必要であったためでもあろう。平均値をみると、どの派も寺院一軒あたりの檀家数がおおよそ七十〜八十軒となる。各寺院の平均的な数字にも近いものである。塔中をもつ寺院はごく少数であり、触頭や中本寺などがほとんどである。機械的に計算すると、僧一人あたりの檀家数は多くの門流で、おおよそ五十軒前後となる。寺院にいる僧が一人だけの寺院が三九四軒中二百軒、二人が八十九軒、三軒が三十九軒である。大部分の寺院が住職一人か、もしくは所化と二人で担われていたことがうかがえる。逆に修学のため寄留と明記する者を含む寄留の僧を多く書き連ねる寺院もあり、このような寺院は特別の役割を果たしていたのであろう。なお、書上に寄留と記す僧は計七十五人、うち修学のためと明記するのは十三人である。

本成寺派では触頭の二ヶ寺が多数の塔中を擁して規模が大きいのが目を引く。本郷の本妙寺と伊皿子の長応寺である。本妙寺と塔中八ヶ寺の檀家数は六百七十七軒、長応寺と塔中六ヶ寺は三百六十五軒で本成寺派の五十一%を占めている。中核となる触頭の二ヶ寺の寺院とその塔中が江戸府内の機能の大半を占めていたようである。そして、その機能の重要な一つが後述するように、三澤檀林での修学の便宜であったのではなからうか。

表2は明治五年の時点での各寺院の檀家数を示す。五十軒程の寺院が最も多く、三十軒から八十軒の寺院が大半を占めていたことがみてとれる。この数字が当時の典型的な数字であったのであろう。但し、檀家一軒の認定を如何なる尺度で行ったかには、未だ検討の余地があり、単なる数で把握するのにも限界があるように思われる。例えば、池上本門寺では塔中寺院の檀家総数が四百五十軒にのぼるのに対し、本門寺自体の檀家数は二十三軒と記されている。この二十三軒は特別な存在であったのであろう。また特定の武家檀越に依存した寺院もいまだみられる。その様な檀

家に対し、都市特有の日傭・細民などと称される層の人々も寺請制度のもと、檀徒として捉えられるのが一応の原則であったのであり、それは明治期に入っても同様であろうと思われる。同じ一軒でも実態は千差万別であったのであり、このような状況は統計的な数字ではとらえきれないものであろう。平均は五年で一寺院八十三軒、十年で八十八軒である。但し、明治十年になると、兼務の寺院が増加している。また、明治五年より十年の間に合併などで姿を消した寺院もみられるようになる。新体制の下で、現在へと続く変化が始まった時代といえるであろう。

表3は檀家数二五〇軒以上の寺院である。いずれも広大な寺地を有している。特に目を引くのが深川浄心寺である。浄心寺塔中寺院は明治五年の段階では面積を個別に記さず、本寺に含まれている。深川浄心寺とその塔中寺院には二十六人の僧がいて、その書き上げた檀家総数は二千百軒余である。この数字は府内日蓮宗寺院の全檀家数の七十六%、久遠寺の門流内では実に三十%にもものぼる。深川は下町の人口密集地に近く、数千坪の寺地を有するなどの要因もあつたのであろうが、これだけ集中していることは驚きである。明治八年に浄心寺に大教院の支院が設立され、同年日蓮宗事務局が同寺に移されたのも、浄心寺が府内一致派内で特に有力な寺院であつたことの証であろう。また、これと対照的に、堀之内妙法寺は修学のための寄留を含め十八人も僧がいて一ヶ寺としては府内最多であるが、檀家は百軒である。ともに広大な寺地と由緒をもつ名刹として知られる寺院であるが、寺院の形態の異なることがわかる。他にも同様の事情が看取される例もあり、江戸の庶民信徒は旦那寺とは別に諸方へ参詣をも行っていたことが指摘されているが、僧の人数と檀家数からも、その様子の一端がうかがわれる。

表4は明治五年と十年の各寺院檀家数の変化である。五年間に檀家数を微増させた寺院が最も多く、廃仏毀釈の影響が東京府内の寺院ではそれほど大きくはなかつた様子がうかがわれる。五年と十年の檀家数を門流ごとに比較すると、ほとんどの門流でさほど変化はみられない。中山法華経寺門流の数字の変化は、葛飾方面の諸寺院が行政の管轄の変化により書上からはずれたためであり、実際には大きな変化はみられない。唯一やや変動したのは大石寺門流

で、府内随一の檀家数であった小梅常泉寺の檀家数が四百から百八十と半減したのをはじめ、数を減らしている。

4 土地と面積

表5は明治五年時点での府内寺院の面積である。この表では五千坪以上の寺院は除いてある。また個別に面積を記していない寺院も除かれている。郊外にゆくほど面積は広大になるため、単純に比較をしても意味はないが、おおよその傾向はわかり、五百坪以下の寺院が最も多く、壹千坪以下が大半であることはよみとれる。全宗派にすると江戸の15%の面積を占めていたといわれる寺社地ではあるが、市中の一般末寺ではこの程度の面積であったのであろう。なお、御府内備考続編と全く同じ面積を記す寺院もかなり多い。「昨年、上地」を命じられたなどの記載も時折みられるが、面積の変動はそれほどみられない。また、明治五年の書上では塔中寺院の面積を本寺に含めて書き上げていたものが、明治十年の書上では、各塔中寺院ごとに明確に区分されている。旧時代の宗門の制度が変化してゆく具体的な表れの一つであろう。

表6は面積三五〇〇坪以上の寺院のリストである。

5 僧の年齢と出身地

表7に示したのが明治五年の東京府内寺院で書上げられた僧の年齢である。棒グラフの棒の右側が住職、左側が非住職である。最も多い年齢層としては、10代から20代にかけて最も大きなピークがあり、ついで40代にもうひとつのピークがある。表に示されるように、前の年代は非住職の者が多くを占めている。これは、檀林へ修学するために寄

留するものや当該寺院で得度した所化が多い層である。もうひとつのピークである四十代は、表にあるように住職の年齢のピークとちよどこかさなる。この二つのタイプが当時の府内寺院のもつとも典型的な居住者であったのである。実際にこの二者の取り合わせが書上のうえでもしばしばみられる。なお、高齢者の少ない時代とはいえ、老年の僧の少ないのはやや気になる。2～3人は介護をうけているらしい記述もある。府内の寺院に限らないことかもしれないが、総じて老年層の事情はこの書上からは不明である。あるいは老年の僧は、本山などに登るなどのほかに、法務の繁多で重要な府内の寺院から郊外の静かな寺院へと転任してゆく場合も多かったのかもしれない。府内寺院からの転任先は、この二種の書上からは不明の場合が多いのでこれはあくまでも推察であるが、十分ありうることはないかと思われる。

表8は明治五年時点の府内の僧の履歴から、かつて住職として入寺した履歴を取り出し、その入寺年齢が何歳であったかを表にまとめたものである。寄留の僧の詳細な履歴を記さない寺院や余所へ寄留中の僧を記す寺院もあるが、ここでは履歴の記されている僧を対象とした。

表9は得度の年齢である。最も年少は一歳であり、幼児の時に得度したとする僧も時折いる。何らかの事情で幼時に寺へ入ったのであろう。得度年齢はおおよそ七歳から十四歳がほとんどであり八～九歳にピークがある。当時の僧はこのころに得度をして修行を始めるのが一般的であったことがわかる。また、後述するが檀林の入檀も得度のすぐ後から2～3年後の期間が最も多い。この七歳から十四歳という得度年齢は住職得度年齢・非住職得度年齢ともに、ほぼ同じである。

次に、表7に戻り、明治五年時点での住職のみの年齢を検討する。二十代後半から五十歳までにかなり集中している。平均は四十二歳である。この年齢層が府内の住職の中心であったことがわかる。但し、府内以外の場所でも、当然ながらこの年齢層は住職の年齢の中核であったろうと思われる。住職の履歴を追ってみると、表の府内当該寺院

の住職に就任した年齢と表の住職の過去に入寺した年齢と書上の記述の3つから興味深いことがわかる。府内寺院に入寺する以前に近県の寺院の住職や府内寺院の塔中住職をしていた僧が多く、それらの寺院に入寺する年齢は、履歴であるのだから当然ではあるが、府内寺院に入寺する年齢よりも年少のことが多いのである。

表10の府内住職就任年齢のうちの十代から二十代前半の数字の多くは塔中住職や郊外寺院の住職であることも考え合わせて、近県つまり郊外の寺院住職や塔中の住職を、いわば振り出しとして次第に転任してゆき、やや年代が上になったころ、三十代前半を中心とした年代に府内寺院の住職となるというのが当時の住職の典型的な履歴であったと考えられるのである。住職就任年齢は平均三十六歳である。

表11は明治五年の時点で住職である僧が何年来住職をしているかを示したものである。明治五年時点での府内住職の在職年数の平均は六・五年である。が、極めて長期の間住職を勤めている僧が平均を押し上げていて、実際の在職年数は六年未満のものが大半であり、書上にあるそれ以前の履歴をみても、数年から長くても十年で転任するのが常態であったようである。ところが、後に述べるように、明治維新頃から転任が滞りがちになっていった影響が、この時点ですであらわれていると思われる。明治十年に至って五年が経過しても、明治五年の際の住職が留任していたと思われる人数は実に百十六人となる。従来の六年未満が大半という平均在職年数から考えると、明らかに何らかの変化が生じていることがみてとれる。勝劣派は転任の例が比較的多いが、一致派、特に久遠寺末や誕生寺末の寺院では転任が少なくなっていることがよくわかる。これは従来の転任のシステムが機能しなくなったせいであろう。その要因を推測すると、本山の支配が弱まったことや、従来重要であった檀林制度が崩壊し、各門流共同での小教院設置などの新制度が、これに代わりうるものではなかったということが影響していたのではなからうか。二本榎に各派合同で設立された教育機関である小教院との関わりが注目される。一致派で転任のルートが崩れたのも少教院と従来の飯高での学歴との間に懸隔があったのも一因かもしれない。

その当否はさておき、この時期の住職がその後同じ寺院に定着するものが多かった様子は、明治中期や大正時代の寺院名簿をみても首肯できる。これは江戸以前の寺院との大きな相違点であろう。これらのことが、この書上の考察から具体的に指摘できると思われる。なお、府内寺院の住職の後にどのような転任があるのかはこの書上からではよくわからない。他の府内寺院に転任したり、他の地域の寺院を経てまた府内の寺院に転任してきたりする事例も確認されるがごく少数であり、総じて寺院住職の転任のルートや規定、如何にして決定されるかということについては、この書上からだけでは到底うかがいしることはできない。後考を期したい。

さて、非住職のうちには、就学中のものほかに、明確に隠居と記されたものも七人ある。但し、ごく若い年齢で「隠居」とされているものもあり、現在の隠居のイメージとは異なり、次の転任地が決まっていない状態という意味合いのものもいたように思われる。変わった例では、浅草善慶寺では住職より若い前任職や前々住職が住職とともに在寺している。現住職は昨年入寺して五十歳であるが、前々住職は四六歳で入寺して四九歳で隠居して七年、前任職は四一歳で入寺して四七歳で隠居し一年となる。檀家数は三〇軒であり、とくに多くはない。また、隠居して、長期間全国遊学の旅に出たと記す僧も三人ほどいた。

師弟関係は大変大事にされていた様子で、住職より以前から止住している非住職の僧について「前任弟子」「第何世弟子」とわざわざ記載している例もしばしばある。また、住職の輪番に付き従って寺を移る、あるいは住職の転任に従って移動したことが確認できる例がしばしばある。随身の語義通りであったようすがうかがえる。

出身地

明治五年の書上に記載されている僧のうち出身地の記載がある者の旧国別にした表が表12である。三百七十九人は出身地かその周辺で得度している。東京地域出身は百八十一人であり、うち百四十人が府内で得度している。出身地をみると、やはり東京地域出身者がもつとも多数を占め、関東地域出身も多く関西出身者は少ないが、注目されるの

は越後など北陸地域の出身者がそれについて多いことである。当時の越後地域は農業生産性の高さから、日本でも大都市を除き最も人口の多かった地域であるということも理由の一つであり、日像師の弘経以来、日蓮宗が盛んで、本成寺門流を始めとしてすでに多くの門流が展開していたことも理由であろう。また幕末の金沢充治園が盛んであったことも関連をもつのもかもしれない。当時の日蓮宗の指導者の一人である新居日薩も師匠の遺鉢を継承して柏崎妙行寺の住職となっていた。

いずれにせよ、かくのごとく越後・北陸の出身者が多かったことは従来あまり認識されてこなかったことである。同国者にとくに親しみをもつ当時の社会風習を考えると、北陸出身者の影響力もかなり大きかったのではないかと思われる。

また、出身地と得度場所をみると、意外なほど、広範囲の移動があったことがわかり、興味深いものがある。

さらに書上には、僧の出身地のほかに出自についても書上が要求されていて、かなり明確に記されている。出自についてみると、大部分は農民や商人の子である。士族・卒族出身は六十三人で約一割である。京都妙顕寺の家臣の子もおり、池上西之院の住職は「本山元行者」の息子とある。また医師の子と書くものも数人いた。

以上、ごく簡単ではあるが、この書上の考察から、府内僧の年齢構成や得度・修学の年齢と時期、住職在任期間などを具体的に示すことができたと思われる。

6 檀林について

明治五年の書上には得度した後に過去に修学したり就学中の檀林の記載もある。檀林での学歴を記さない僧も多いが、門流によっては丹念に記載されている。飯高に学んだと記されているものは五十九人であり、池上が三十七人、

中村が二十四人、小西十四人、三澤六十四人、宮谷三十人、細草十四人、大沼田三人、鷹が峰三人、身延二人、金沢二人、大亀一人、冠山一人である。複数の檀林で修学する者もかなりいたようである。檀林制度は近世僧侶の履歴などのうえで大変、大きな位置を占めていたといわれる。

本成寺の系列では檀林に関する記述が他の門流より詳細で、在籍の僧は必ず三澤檀林での修学年数を記載している。本成寺の門流では、中本寺の住職は「神奈川三澤檀林法籠三十年以上成功者」という規定があったことを書上に記している。また、妙満寺派の書上では、宮作檀林における通算の修学期間を綿密に記している。いずれも檀林を重視していたことがわかる。

池上派では得度から数ヶ月で檀林へ入学しているものが、とくに若い僧に多い。これは他の門流と異なり、際だって早い。また、池上派では若い僧ほど池上檀林で学習とする者が多く、住職は飯高を経歴として記す者が多く池上と記す者は少ない。当時は池上本門寺の庵室として、新居日薩の妙教庵もある。「庵」は教導場の謂であると、明治二年の重須本門寺派の管長代理から教部省宛の書上にはある。日薩は書上に柏崎妙行寺より寄留と記されている。「本門寺学校」とも記される池上の檀林で教学を教授していたのであろう。

老年になってから檀林へゆき住職となったという記載もある。一般に修学開始の年齢はかなり低く、明治五年時点での平均的な年齢は十二歳前後である。十歳にもならないで入檀したものや、得度の翌月から入檀したものもかなりいる。但しこの傾向はやや薄れて入檀年齢も高年齢化していったようで、明治十年の非住職の入檀年齢は十二歳から十六歳が多くなっている。近世の関東檀林では入檀者は「宿坊」などともよばれる寄留先に草鞋をぬぎ、そこを拠点として夏毎に檀林での修学を行うという習慣があった。たとえば小西檀林では、法縁によつて平河法恩寺・一乗寺・幸龍寺・深川浄心寺が宿坊であり、飯高では法明寺・仙寿院・本佛寺・蓮光寺、中村では蓮成寺・宗林寺・妙法寺・徳大寺、三澤では長応寺・大長寺などが宿坊の役割を果たしてきたと伝えられている。確かに、この明治五年の書上

にも、これらの諸寺は多くの僧を置いている。これらの僧には「修学のため寄留」と記されているもの多い。この書上からも、檀林の宿坊の役割が確認できるといえよう。

また、本成寺派の書上では住職勤年数の期限についても檀林と関係のある言及がある。本成寺末頭の本郷本妙寺・伊皿子長応寺では「住職は神奈川県三澤檀林法騰三十年以上成功者、住職勤年数之期限不定候」と明確な規定があると記す。また、同末頭の久寺や本禅寺末頭の白金立行寺は三澤での法騰が二十六・六年、檀林の席が中座席以上の者が住職となると注記がなされている。同派の他の寺院には「住職勤年数不定」とわざわざ書いていることもしばしばある。同派では末頭などの寺院の住職の勤務規定は厳格であったのであろう。逆に誕生寺派では学歴をあまりしるしていない。この書上をまとめた者が重視していなかったからであらうか。

なお、下野妙頭寺末経王寺住職の林日珠の履歴には「現在飯高教授」とあり、前前住が住職「留守中の法要のため寄留」と記されている。このような形態が従来あったのであろうか。明治五年には小教院が設立されるので、飯高檀林の最後頃の教授者の一人であらう。

7 余録

芝栄門寺は「本門寺出京旅宿所」として檀家もなく無住職である。本門寺は日蓮宗で唯一の江戸にあった本山であり、檀林をも寺内にもっていた。栄林寺は諸国から上京してくる僧俗の宿坊という性格の施設であったのであろう。逆に、他の門流では檀林修学者の宿坊が江戸出府者のための宿坊の役割を兼ねていたのであろう。

尼僧は二カ寺と一庵に五人がいる。最年少は七歳である。他に老年で檀家の縁をたどり寄留させてもらっている尼僧も一人いる。尼寺の一つは武家と特別な関係をもつ寺である。檀家は開基家一軒という池上派の養源寺である。松

平悦之進家の寄進により、文久元年の焼失を乗り切ったが、立ちゆきかね、旧幕府に願い出て尼寺と変えてもらったというのである。五人のほかには、雑司ヶ谷法明寺内に「鬼子母神出現所留守居」の尼僧が三人いる。総じてこの書上からは尼僧の存在感は薄く感じられる。

寺院の中には僧がおらず俗人が管理している、と書き上げられた寺院も二軒ある。この二軒は千住にあり、火葬所として存立していた。

一軒は京都本法寺末の実林寺である。百坪余の面積で、寛文七年の創立で四世までは住僧がいたが、宝暦七年より無住、明和三年から「俗人弥助と云う者火守を致し、其の後当弥助迄五代、俗人にて火守致しおり候」とある。新潟県蒲原出身の牧野弥助五十七歳とその妻である下谷の牧野六蔵娘妻いと五十七歳が居住者として記されている。百年余の間、住僧はおらず、火葬所として牧野一族で管理してきたわけである。

もう一軒は久遠寺派浅草善立寺末の千住小塚原の宗源寺である。創立や開基などは焼失につき不詳とあり、「火葬所第十二代目留守居 越沢倉吉 十八歳」とその母三十四歳・弟十三歳・妹八歳が居住者として記されている。境内は三十坪である。詳細はこの書上からは不明であるが、十二代目留守居とあるように、この寺も長期間にわたって、寺院の形態をとりながら実は俗人管理の火葬所として存在していたのであろう。

この二軒の寺の本寺との関係や運営の実態はわからない。十年の書上では名がでてこなくなってしまう。江戸には数カ所に火葬所があり、日蓮宗では深川の浄心寺に火屋があつたのは有名であるが、この二軒の寺院の存在も江戸の葬送に実際に関わっていた人々の記録の一つであり、時代による変化として興味深いものがある。

小結

本稿では、江戸時代が終わり明治が始まる激しい動乱の中での本宗寺院や僧の有様を、書上という断片的な記述から検討してみた。数字にかたより本質に届きにくいものではあったが、明治初期の寺院と僧の有様が垣間見えたように思われ、いくらかは実態に迫ることができたのではないかと考えている。試みに、統計からみて典型的な府内日蓮宗寺院像を考えると、檀家が五、六十軒で面積が四、五〇〇坪、住職が一人で四十歳前後、所化がいる場合もある、というものになる。実際に、このような規模の寺院はかなりある。

今後はさらに、後府内備考などの近世史料なども重ね合わせて考察を進めたいと考えている。それにしても、江戸と近代の相違は大きかったのであると実感せざるをえない。一例を挙げれば、明治五年の書上では俗姓を記さず、出家として日号のみを記す形式であり、名字が不明の僧さえ若干名いるが、同十年になると釈氏と変える者もいたが必ず名字を記すようになっていく。寺や僧という存在が社会との関わりの中で変化し、出家という存在が、ついには招集されて戦地に赴くまでになっていく、このような変化は、近代国家と宗教というさらに大きな問題に関わってくるものである。この小論では明治初期の本宗寺院の一断面を紹介するのみであり、ここで筆を擱きたい。

参考書 「東京都公文書館所蔵寺院沿革史料について ―江戸・東京寺院沿革史料索引作成にあたって―」 西光三稿

『東京都公文書館紀要』 3号 二〇〇二年

『近代日蓮宗の宗政』 新井智清著 国土安穩寺 一九八七年

『史料叢書』 7 社寺明細帳の成立』 国文学資料館編 二〇〇四年

「御府内寺社備考からみた江戸の寺院」 日塔和彦稿 『年報都市史研究6 宗教と都市』 山川出版社 一九

九八年

表1 明治五年・十年 門流別基礎データ

本寺名	五年寺数	うち塔中	僧人数	檀家数 五年(軒)	檀家数 十年(軒)	五年面積 (坪)
一致派						
久遠寺	83	24	161	7137	7314	109160
本門寺	62	29	80	3914	3537	104687
誕生寺	37	1	69	2932	2336	24152
法華経寺	35	1	58	2182	1303	27085
本国寺	28	10	49	2114	1964	36333
本土寺	20	2	36	1745	1626	13835
妙法華寺	11		22	854	791	8500
蓮永寺	10	4	12	643	705	9052
弘法寺	5		12	649	490	4218
本遠寺	4		11	436	265	22359
本法寺	3		3	180	205	1529
妙蹟寺	2		2	164	156	3782
下野妙蹟寺	2		9	366	360	2891
妙伝寺	1		1	40	30	950
国前寺	1		1	47	47	1209
妙成寺	1		1	78	78	737
妙覚寺	1		1	82	61	319
実相寺	1		1	100	100	398
頂妙寺	1		2	106	106	538
村田妙法寺	1		2	115	70	179
妙国寺	1		1	120	120	408
立本寺	1		1	136	105	468
妙光寺	1		2	196	237	1000
一致派小計	312	71	537	24336	22006	373789
勝劣派						
妙満寺	31	2	37	2144	2062	35214
本成寺	28	14	57	2032	2053	21023
光長寺	4		3	223	271	1972
富士本門寺	4		6	316	330	7943
鷲山寺	3		3	110	189	2619
本能寺・本興寺	3		1	180	265	2058
妙蓮寺	3		4	438	492	1286
大石寺	3		8	710	400	4130
本禅寺	2		8	250	250	4093
富士妙蓮寺	1		2	70	75	680
勝劣派小計	82	16	129	6473	6387	81018
総計	394	87	666	30809	28393	454807

表2 明治五年 檀家数

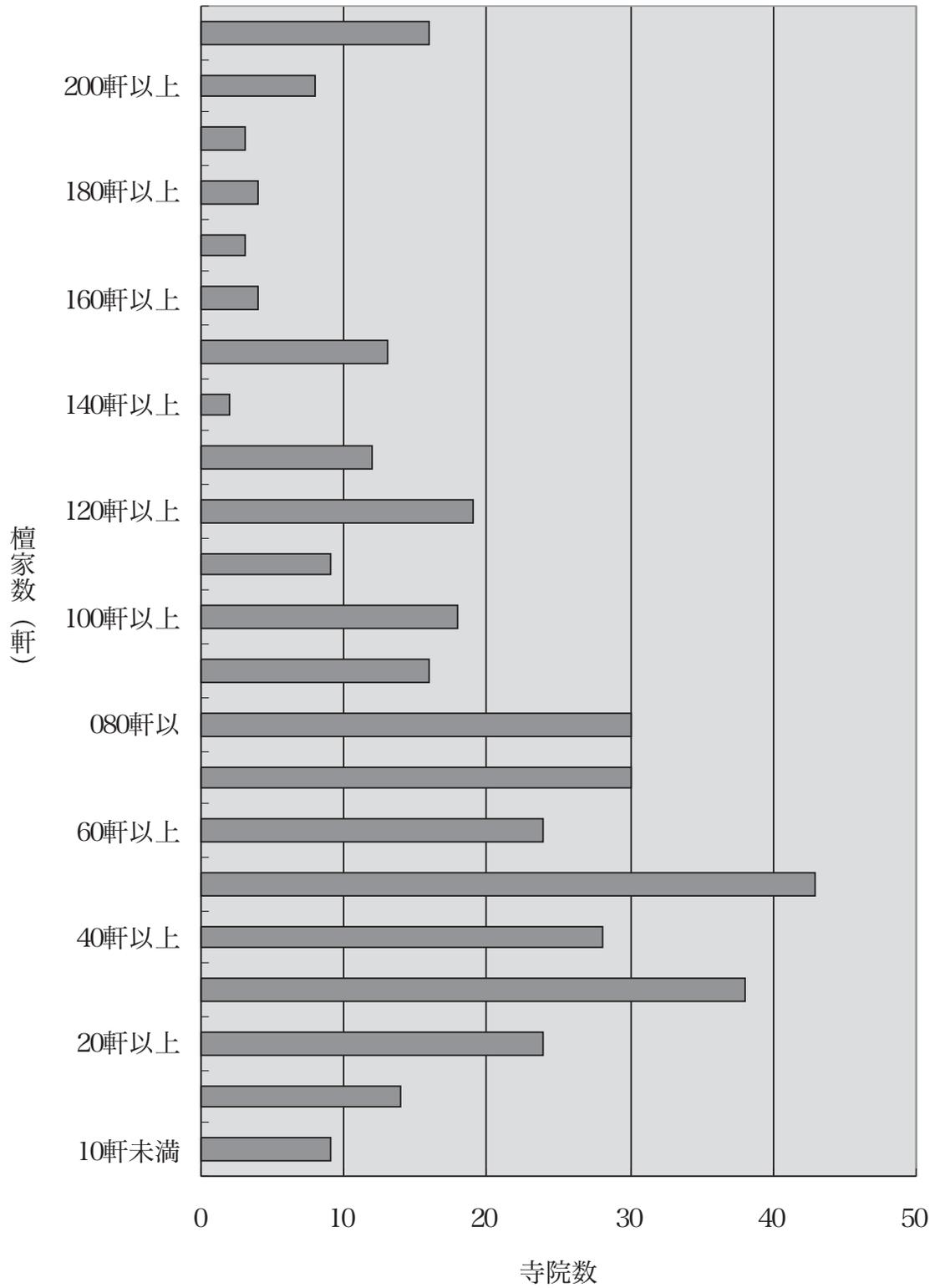


表3 明治五年 檀家数250軒以上の寺院（塔中寺院の面積は十年の書上のもの）														
門流	所在	名称	僧人数	檀家数	総面積	住職名	年齢	在職年数	出身地	出自	得度年齢	得度寺名	修場	学所
大石寺末	小梅村	常泉寺	2	400	3407	武藤 日敷	45	3	東京表四番町	士族	8	当寺	上総細草	
妙蓮寺末	猿江町	妙寿寺	3	390	1280	小島 日守	42	16	東京府本所	士族	7	当寺	上総細草	
久遠寺末	霊岸町	浄心寺	10	364	9448	金森 日圭	45	4	武射郡黄原村		13	長徳寺		
下野妙顕寺末	本所	妙源寺	8	330	2216	林 日珠	45	3	射水郡高岡町	商	10	宮津妙照寺	現在飯高教授	
久遠寺末浄心寺塔頭	霊岸町	円隆寺	2	307	174	岡庭 海運	32	8	葛飾郡徳島村		14	浄心寺		
久遠寺末浄心寺塔頭	霊岸町	本立院	3	302	186	江上 勝義	41	4	熊本山鹿郡湯		11	同所円頓寺		
久遠寺末浄心寺塔頭	霊岸町	一乘院	2	300	174	五十嵐宝俊	52	5	香取郡多古村		30	谷中一乗寺		
弘法寺末頭	三崎南町	感心寺	3	285	1140	石井 日量	41	3	香取郡内山村	農	8	中山法華経寺		
本遠寺末	千駄木	仙寿院	6	280	2257	平山 日口	54	18	香取郡安久山村	農	9	当寺		
久遠寺末浄心寺塔頭	霊岸町	玉泉院	3	280	174	田辺 義勇	37	4	沼垂郡沼垂町		13	同所真善寺		
誕生寺末	砂村	妙久寺	3	268	1998	有賀 日養	46	7	石川県	士族	6	雜司ヶ谷法明寺		
本門寺末	羽田村	長照寺	2	260	864	吉田 日口	36		横見郡	農	5	当寺	池上	

表4 明治五年十年檀家数増減

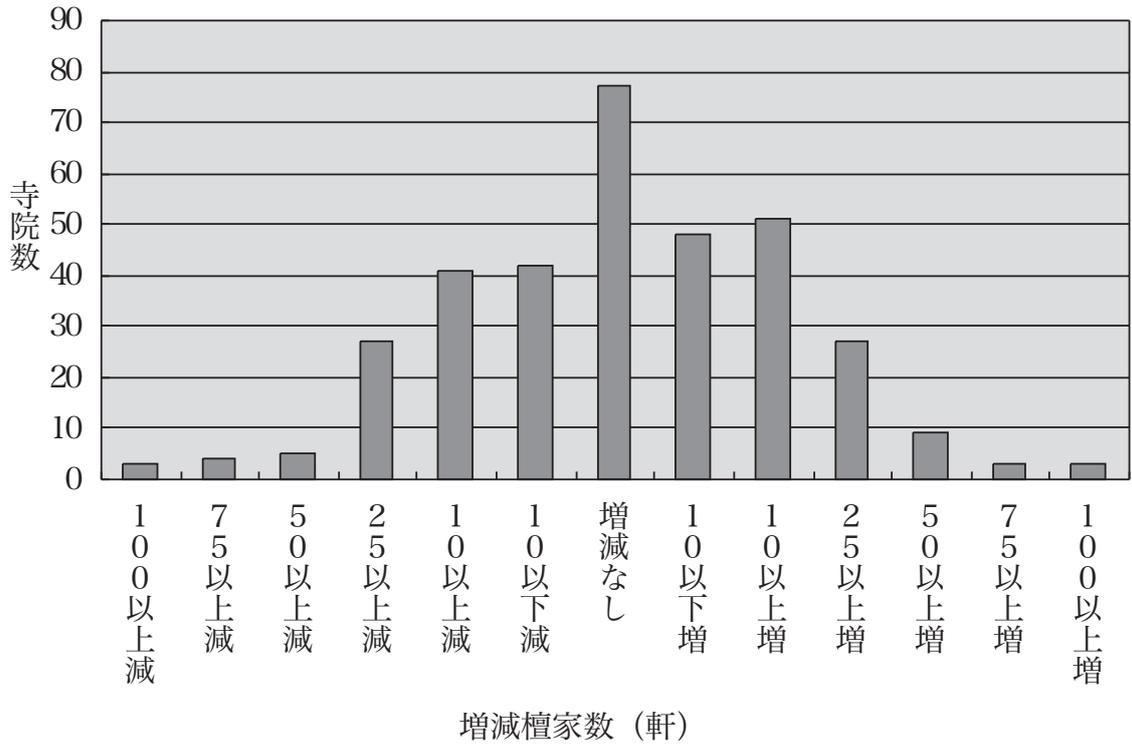


表5 明治五年 寺院面積

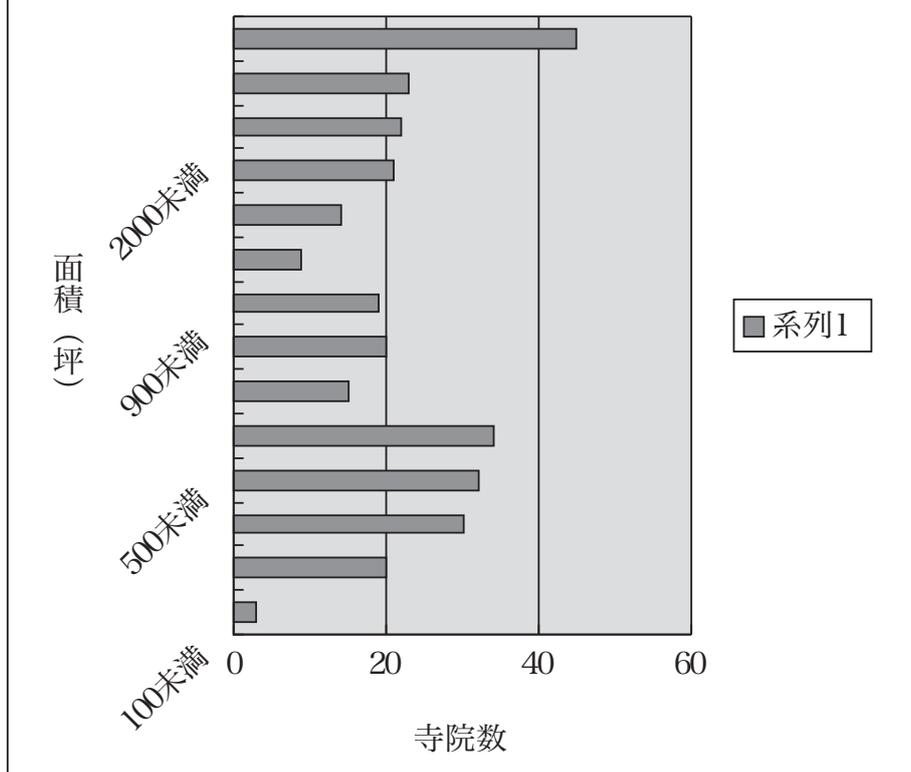


表6 明治五年 面積3500坪以上の寺院 (塔中寺院の面積を含む)

門流	所 在	名 称	僧 人 数	檀 家	内 士 族	総 面 積
池上	池上		4	22		67600
本遠寺末	豊島郡下土支田村	妙安寺	2	30		19450
妙満寺末中本寺	南品川	妙国寺	2	30		11239
久遠寺末元触頭	谷中	瑞輪寺	2	33		9600
久遠寺末	靈岸町	浄心寺	10	364		9448
久遠寺末善立寺	千住塚原町	宗源寺	4			8915
本門寺触頭	二本榎	承教寺	3	80		8412
本圀寺末中本山触頭	本所太平町	法恩寺	4	130	20	8227
久遠寺末	雑司ヶ谷	法明寺	4	51		7206
妙満寺末中本寺	南品川	本光寺	2	93		6305
本圀寺末中本山触頭	浅草芝崎町	幸龍寺	2	151	20	6200
本成寺触頭	伊皿子町	長応寺	7	35		5698
久遠寺末元触頭	浅草永住町	善立寺	2	90		5694
本成寺触頭	本郷柴坂町	本妙寺	6	100		5048
久遠寺末	浅草橋場町	長昌寺	5	200		4690
蓮永寺末頭	小石川指ヶ谷町	蓮華寺	2	70		4641
法華経寺末	足立谷在家	本応寺	2	135		4400
久遠寺末	四谷南寺町	戒行寺	3	70		3710
久遠寺末	中目黒村	正覚寺	3	124		3691
久遠寺末法恩寺末	豊島郡稲荷村	法真寺	1	70		3600
本圀寺末中本山触頭	谷中蛭沢	宗林寺	2	120	0	3545

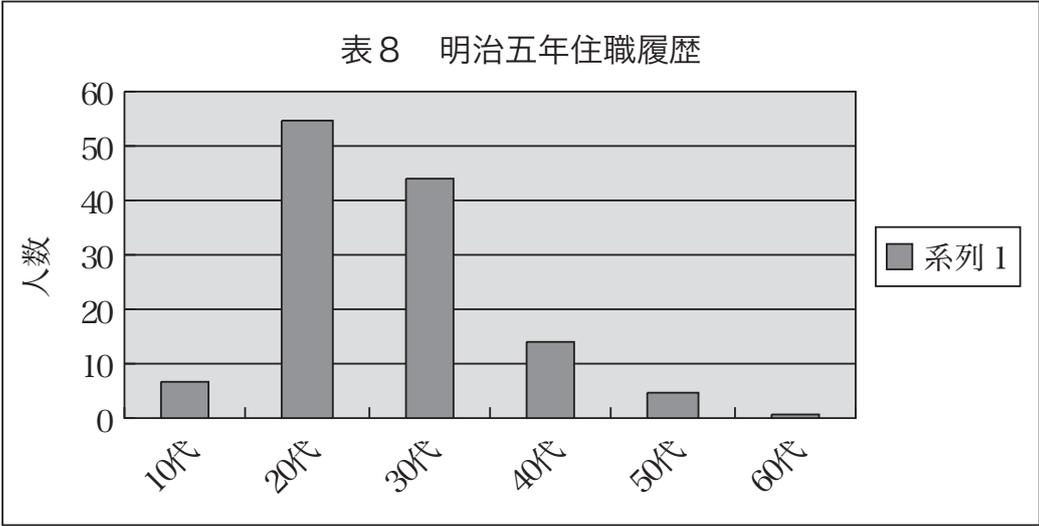
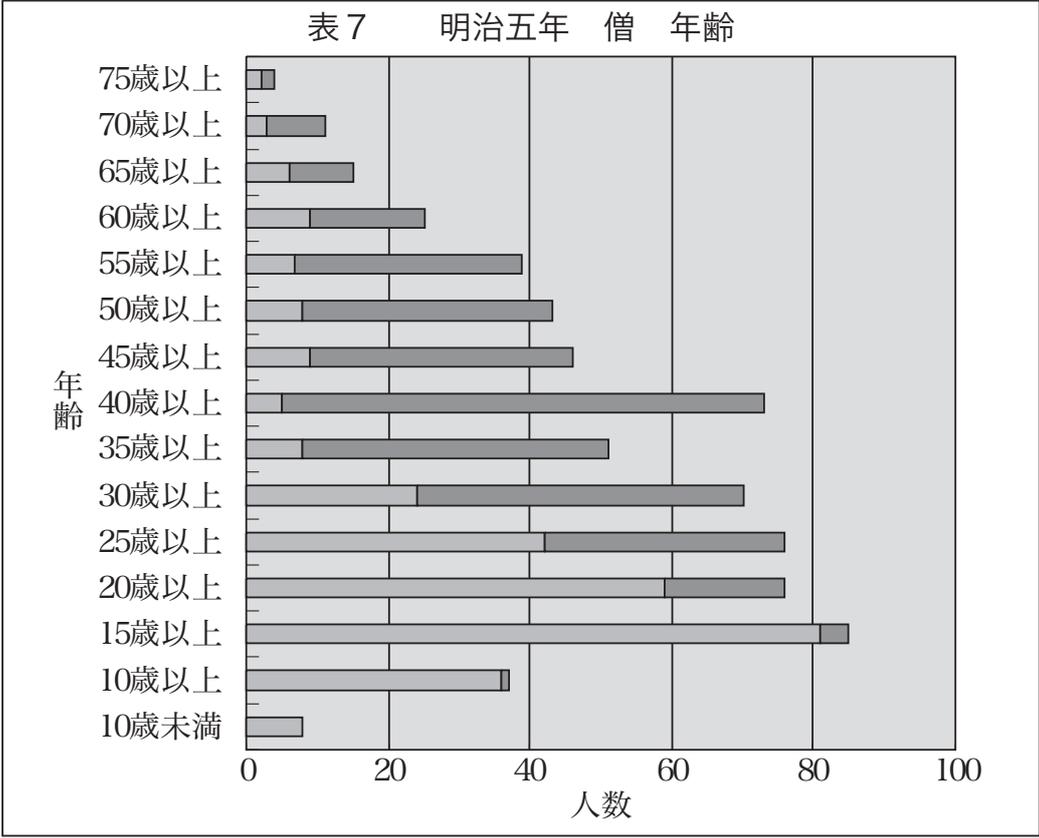


表9 明治五年 府内在寺者得度年齢
(二十一歳以上五十四人は省略)

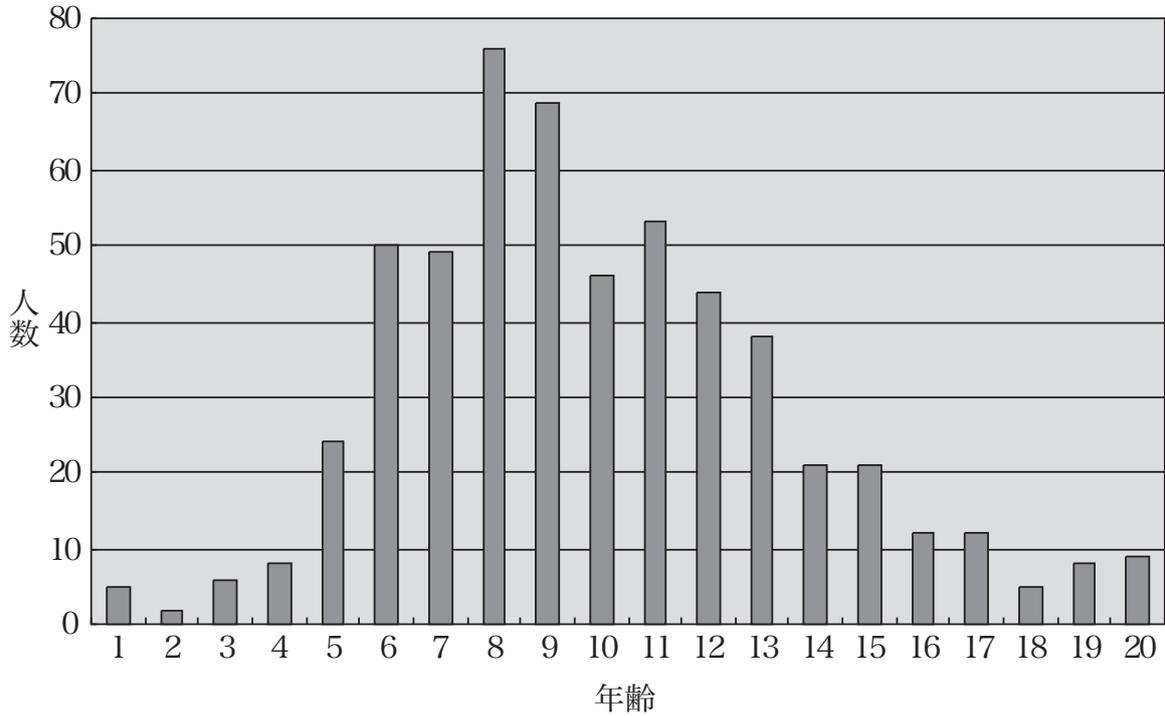


表10 明治五年 府内住職就任年齢

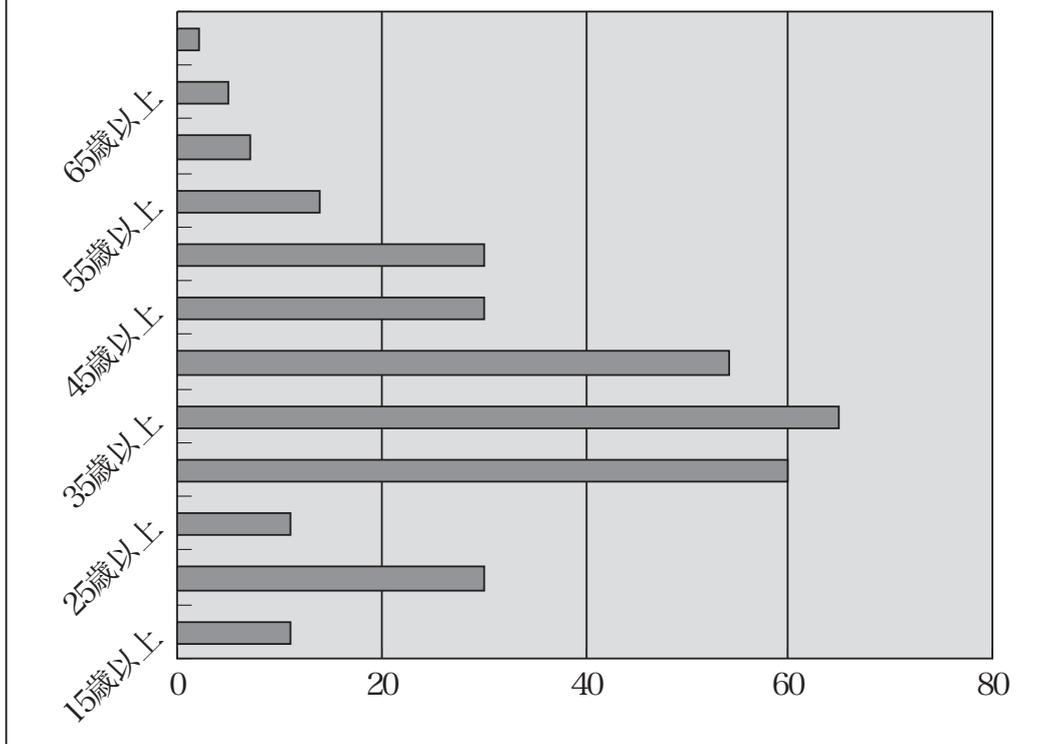


表11 明治五年時点住職在任期間
(足掛の年数、20には二十年以上を含む)

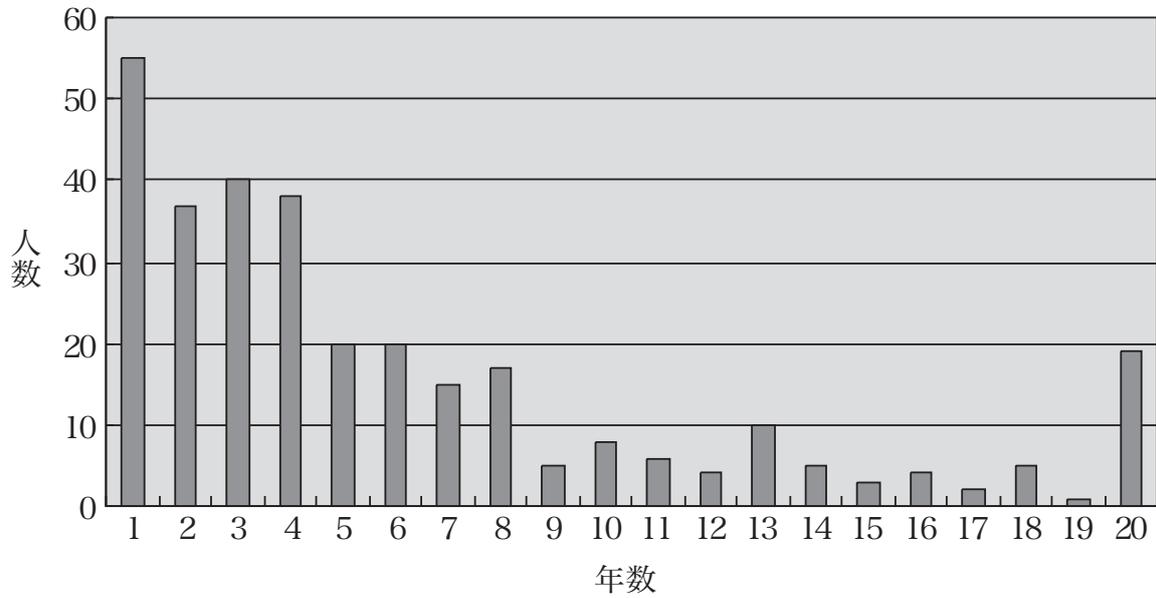


表12 明治五年 府内僧の出身地

	住 職	非住職	合 計		住 職	非住職	合 計
東京府内	83	98	181	備 前	4	1	5
越 後	40	29	69	美 濃	4	0	4
下 総	29	19	48	肥 後	1	2	3
武 蔵	25	4	29	信 濃	2	1	3
上 総	20	8	28	備 後	3	0	3
甲 斐	13	13	26	筑 前	1	1	2
越 中	15	8	23	常 陸	0	2	2
駿 河	11	10	21	上 野	1	1	2
越 前	12	8	20	播 磨	0	2	2
尾 張	11	7	18	下 野	1	1	2
相 模	9	6	15	丹 波	0	2	2
加 賀	11	3	14	出 雲	1	1	2
安 房	5	6	11	丹 後	1	1	2
能 登	4	7	11	土 佐	1	1	2
肥 前	6	4	10	筑 後	2	0	2
遠 江	8	1	9	伊 勢	0	1	1
山 城	6	2	8	因 幡	1	0	1
佐 渡	6	2	8	美 作	0	1	1
三 河	2	5	7	安 芸	1	0	1
伊 豆	4	3	7	讃 岐	1	0	1
出 羽	4	2	6	豊 前	1	0	1
陸 奥	3	2	5				
摂 津	3	2	5	総 計	356	267	623